## 学校における不登校への対応 No. 12



## 則係態則とのより機能的企連場

■ 関係機関の機能に あった連携

- 不登校が多様化・複雑化しており、児童生徒の実態に応じて**関係機関の機能にあった連携**を図っていく必要がある。そのためには、関係機関の役割を校長、教頭、担任等が理解していることが重要である。特にコーディネーター役の教員は、関係機関の業務内容、連携方法、場合によっては必要とされる経費などを知っていることが必要である。また、学校は関係機関に、学校ではそれぞれの時期にどのような活動がなされているか、例えば、学校行事、定期テスト、進路説明会等の日程を伝えることが必要である。
  - 教育支援センター (適応指導教室)

教育委員会が、不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携しつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的・計画的に行う。

- 教育相談所・教育センター・大学の相談機関 主に週1回程度、児童生徒や保護者への不登校にかかわる面接相談などを行う。
- 児童相談所 子育ての悩みや児童虐待等に関する相談を行う。
- 市町村の課程児童相談窓口 家庭環境や経済的な問題等に関連する不登校問題についての相談を行う。
- 医療機関・保健所・精神保健福祉センター 保健所、精神保健福祉センターでは本人、家族を対象とした相談事業を行う。 医療機関では精神・身体症状が出現した時の診療を行い、不登校の原因が精神疾 患や軽度の発達障がいによる場合は、その治療も行う。
- 人権擁護機関(法務局等) 不登校の背景にいじめ・体罰・近親者による虐待などの人権問題が存在する疑いがある場合の相談に対応する。事案に応じて、法律上の助言、法律扶助に関する斡旋、関係者間の調整、関係機関への通報・告発等適切な措置を行う。
- 教育委員会が 主体となった 連携の推進
- 学校は、教育委員会との連絡を密にするとともに、各地区で開催される連携ネット ワークの会議や既存の連絡協議会など、様々な機会に関係機関等と情報連携を図り、 関係機関の方針等について理解を深めておくことも大切である。
  - ◆ Q教育委員会の**教育相談員**は、多くの児童生徒、保護者と関わっている。図書館 と併用になっている町の相談室が、児童生徒の「居場所」となっている。相談員が 戦略的で具体的な方策を立てて対応している。学校との信頼関係も強く、校長には 相談員から随時情報が入るシステムになっている。
  - ◆ R適応指導教室では、指導員と学校に配置されているSCが太いパイプで結ばれ、 きめ細かな双方向の支援がなされており、効果を上げている。
  - ◆ S教育委員会では 指導が困難で複数の関係機関による支援が必要な場合、教育支援センター、心療内科、児童相談所、警察、民生児童委員、児童福祉課等からなるサポートチームを編成し、連携しながら対応している。また、T教育委員会では、教育委員会が主体となり、地区内の中学校及び小学校の学校代表者、SC、町の福祉関係機関の代表等からなる「不登校対策会議」を開き、不登校児童生徒及び保護者への地域ぐるみでの支援体制づくりを推進している。
- 連携を考える際の 二つの視点

日頃から顔の見え る関係の構築を 警察等との連携を考える際には、「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点を意識しましょう。「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動等の減少や、学校や家庭、地域の教育力の向上が期待できます。また、日頃から交流があれば、問題行動等が発生した時に相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」ができます。

(生徒指導リーフLeaf.12「学校と警察等との連携」より)